

川崎市営住宅使用料口座振替収納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅使用料（以下「住宅使用料」という。）を銀行等の預金口座から口座振替により納付する場合の事務手続を定め、これによって使用者の住宅使用料納付の利便を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、住宅使用料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）とする。

(口座振替の対象)

第3条 口座振替の対象は、住宅使用料とする。

(取扱金融機関及び取りまとめ店)

第4条 取扱金融機関は、川崎市金銭会計規則に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で川崎市が取扱を依頼した川崎市内の店舗（以下「取扱金融機関」という。）とする。ただし、市場隣接地の取扱金融機関で特に必要と思われる場合には、この限りでない。

2 取扱金融機関の取りまとめ店（以下「取りまとめ店」という。）は、川崎市金銭会計規則第25条（昭和39年4月1日川崎市規則第31号）に規定する取りまとめ店とする。

(指定預金口座)

第5条 指定預金口座は、普通預金口座及び当座預金口座のうち納付義務者の指定した1口座とする。

(口座振替の申込手続)

第6条 取扱金融機関は、納付義務者から口座振替による住宅使用料の納付の依頼を受けたときは、所定欄に必要事項を記載した口座振替納付依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）及び口座振替納付届（様式第2号。以下「納付届」という。）を提出させ、取扱金融機関の受付印を押印のうえ取りまとめ店を経由して、受付日から7営業日以内に納付届を川崎市に送付するものとする。

(振替日)

第7条 口座振替の振替日は、毎月月末とする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とする。

(口座振替関係書類の受け渡し)

第8条 川崎市は、納付届に基づき口座振替の内容を記録した口座振替依頼データ（以下「依頼データ」という。）を振替日の10営業日前から5営業日前までに、口座振替データ伝送サービス（以下「伝送サービス」という。）を利用しデータ伝送中継機関に、データ伝送中継機関は振替日の4営業日前までに取扱金融機関に送信するものとする。

2 伝送サービスによらず住宅使用料の振替を行う取扱金融機関（以下「伝送サービスによらない取扱金融機関」という。）については、納付届に基づき作成された支店別振替依頼表（様式第3号）、納入通知書（様式第4号）、口座振替依頼明細（様式第5号。以下「明細書」という。）及び市営住宅使用料口座振替収納報告書（様式第6号。以下「収納報告書」という。）を受け渡すものとする。

- 3 川崎市が各納付義務者の口座振替を停止する場合は、川崎市営住宅使用料口座振替納付停止依頼書（様式第7号。以下「口座振替納付停止依頼書」という。）を作成し、振替日の3営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。なお、伝送サービスによらない取扱金融機関の場合は、振替日の5営業日前までに取りまとめ店に送付するものとする。

（振替手続）

第9条 取扱金融機関は、第7条に規定する振替日に、納付義務者が指定した預金口座から依頼データ（又は明細書）に記載された金額を振り替えるものとする。

- 2 取扱金融機関は、前条第3項の口座振替納付停止依頼書が交付されたときは、口座振替納付停止依頼書により指定された月の振替を停止するものとする

（振替後の処理）

第10条 取扱金融機関は、預金不足、その他の事由により住宅使用料が振替不能となったときは、結果データを別表1に定める振替不能区分に従い、その結果を記録するものとする。この場合において、伝送サービスによらない取扱金融機関については、明細書の振替不能欄に振替不能区分を記載するものとする。

- 2 取扱金融機関は、住宅使用料の振替を行った後、振替不能区分を記載した口座振替結果データを伝送サービスを利用し、データ伝送中継機関を経由して、翌4営業日までに川崎市に送信するものとする。この場合において、伝送サービスによらない取扱金融機関については、住宅使用料の振替を行った後、納入保管領収書、振替結果を記載した収納報告書及び明細書、振替不能の納入通知書を川崎市に受け渡すものとする。

（取扱手数料及び郵送実費）

第11条 川崎市は、口座振替収納の取扱手数料及び郵送実費を取りまとめ店からの請求に基づき、別表2により支払うものとする。なお、取扱手数料は、振替依頼件数を基礎として算定し、1件当たりの取扱手数料は川崎市営住宅使用料の口座振替による収納事務取扱に関する協定書に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

振替結果コード	理由
0	振替済
1	資金不足
2	取引なし
3	預金者の都合による振替停止
4	預金口座解約による振替停止
8	委託者の都合による振替停止
9	その他

ただし、「8」とほかの振替不能区分が競合した場合は、「8」を優先する。

別表 2

振 替 日	請 求 日	支 払 日
4 月～9 月	10 月 20 日まで	10 月末日
10 月～3 月	4 月 20 日まで	4 月末日

口座振替納付依頼書兼取消依頼書〔金融機関保管用〕

自動払込利用申込書兼廃止届書〔ゆうちょ銀行保管用〕

川崎市

年 月 日

― 該当するものに○印を付けてください。 ―

依頼先	銀行等	支店様 本様	区分	① 新規	約定その他記載事項を確約の上、依頼します。	
	ゆうちょ銀行			横浜貯金事務センター	② 取消(廃止)	取消(廃止)をしたいので届け出ます。
					③ 変更	変更したいので届け出ます。

記入上の注意 1 ボールペンで強くお書きください。

2 フリガナの記入について、濁点、半濁点は1マス使用し、姓と名の間は1マスあけてください。

3 住所欄は、住宅名、号棟、電話番号なども詳しくご記入ください。

― ゆうちょ銀行を除く。 ―

納入義務者	住所	〒 -									
	氏名	フリガナ									
		印									
	電話番号	連絡先 ()									

種別	棟戸番号	振替方法(払込方法)	振替日(払込日)
1 市営住宅使用料	号棟 号	毎月払い	当月末
2 特定公共賃貸住宅使用料			

― 該当番号に○印を付けてください。 ―

振替日(払込日)が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

指定預金口座	金融機関記入欄	金融機関番号	店番号	① 普通	口座番号(右ヅメ)	口座名義人(上・中段は左ヅメでカタカナ書き)
		ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行番号	通帳記号	通帳番号(右ヅメ)	(氏名)
	9900	1	0	の		預金口座届出印
	口座名義人住所			払込開始(利用廃止)年月		
	年 月					

約定(ゆうちょ銀行を除く。)

- 私が支払うべき納付金について川崎市から貴店に納入の通知書等が送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預金口座から引落しの上、川崎市の歳入金として収納してください。
- 預金の引落しに当たっては、当該勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 指定預金口座の残高(当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む。)が振替日において、納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納入の通知書等を川崎市に返却されても差し支えありません。
- この契約は、常時残高不足等により、貴店が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
- 川崎市から口座振替納付済通知書が発行される場合には、領収書の請求はいたしません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

取りまとめ課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 まちづくり局 市営住宅管理課 連絡先 044 (200) 2947	種目 住宅	種目コード 新規 廃止	種別 コード	払込先口座番号	金融機関 使用欄 注: 受付店は、依頼書に記入された通帳記号番号を貯金通帳等で確認して下さい。又、受付店は、各業に受付店日付印を押印し、ゆうちょ銀行川崎店(〒210-8799)へ送付してください。	検印	金融機関受付日付印
		166 176	25	00230-0-960211			
		払込先加入者名		川崎市会計管理者			
印鑑照合		受付印					

口座振替納付依頼書兼取消依頼書 自動払込受付通知書兼廃止届書

〔市保管用〕

住宅

川崎市

年 月 日

← 該当するものに○印を付けてください。

依頼先	銀行等	支店様
	ゆうちょ銀行	

区分	① 新規	約定その他記載事項を確約の上、依頼します。
	② 取消(廃止)	取消(廃止)をしたいので届け出ます。
	③ 変更	変更したいので届け出ます。

← ゆうちょ銀行を除く。

納入義務者	住所										
	氏名	フリガナ									
		印									
		電話番号									
		連絡先 ()									

種別	棟戸番号	振替方法(払込方法)	振替日(払込日)
1 市営住宅使用料	号棟 号	毎月払い	当月末
2 特定公共賃貸住宅使用料			

振替日(払込日)が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

指定預金口座	金融機関記入欄 金融機関番号 店番号	預金種目		口座番号(右ヅメ)	口座名義人(上・中段は左ヅメでカタカナ書き)
		① 普通	② 当座		
	ゆうちょ銀行等 を除く	ゆうちょ銀行番号	通帳記号	通帳番号(右ヅメ)	(氏名)
	9900	1	0		
	口座名義人住所		払込開始(利用廃止)年月		
		年 月			

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取りまとめ課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 まちづくり局 市営住宅管理課 連絡先 044 (200) 2947	種目 新規 廃止	種別 コード	払込先口座番号	金融機関使用欄	金融機関受付日付印
払込先加入者名		川崎市会計管理者			
注：受付店は、依頼書に記入された通帳記号番号を貯金通帳等で確認して下さい。又、受付店は、各業に受付店日付印を押印し、ゆうちょ銀行川崎店(〒210-8799)へ送付してください。					

支店別振替依頼表（川崎市営住宅使用料）

/ / / 頁

年 月分

(

年 月 日引落分)

金融機関コード

金融機関名

支店コード

支店名

件数

依賴金額

[illegible]

川崎市 納入通知書・領収書

(納入保管)

①

年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節	整理番号	調定番号

様式 (第4号)

〔納入場所〕 川崎市が指定する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局)

金額	十億	百万	千	円

納期限 平成 年 月 日

納入事由

〔納入〕

□□□-□□□□

様

上記のとおり納入してください。

平成 年 月 日

川崎市



上記の金額を領収しました。

執行課(所)名

領収日付印



川崎市 原 符 公 通

口座番号 (OCR)	加入者
00230-0-960211	川崎市会計管理者

(金融機関保管) ②

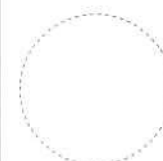
納入										
年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節	整理番号	調定番号

内訳

金額	十億	百万	千	円

執行課(所)名

収納日付印



川崎市 収納済通知書 公 通

口座番号 (OCR)	加入者
00230-0-960211	川崎市会計管理者

(川崎市保管) ③

ID	年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節	調定番号	執行課	金額	C
60													
											整理番号	納入コード	C

納入

年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節	整理番号	調定番号

内訳

金額	十億	百万	千	円

〔納入場所〕

川崎市が指定する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局)

取りまとめ店
ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター 〒224-8794

この用紙は、機械で処理しますので、

執行課(所)名

収納日付印



** 口座振替依頼明細 **（川崎市営住宅使用料）

/ / / 頁

年 月分 （ 年 月 日引き落とし分）

口座番号	預金種別	口座名義人	住宅使用料	振替日	住宅コード	使用者名
				/ /		
				支店計	件	

年 月 日

川崎市まちづくり局長

市営住宅使用料口座振替収納報告書（ 年 月分）

内 訳		件 数	金 額
振 替 依 頼			
振 替 結 果	振 替 不 能 分		
	振 替 済		

上記のとおり報告いたします。

取扱担当者 _____

電話 _____ 内線 _____

※取りまとめ点にて集計し、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課へ提出してください。

川崎市営住宅使用料口座振替納付停止依頼書

_____支店 御中

年 月分の口座振替を依頼しましたが、下記の者について口座振替停止の取扱いをお願いいたします。

なお、振替不能理由は「8」振替停止(委託者都合)にて処理いただきますようお願いいたします。

支店 コード	科 目	口 座 番 号	振 替 金 額	口座名義人	管 理 番 号
	1				

月 日振替分のみ停止をお願いいたします。

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話：044-200-2947

担当：収納・高額所得者対策担当班